

## 埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（機械等整備）事業実施要領

令和元年11月18日

元埼玉豚協発第32号

### （目的）

第1条 この要領は、埼玉県養豚協会（以下「協会」という。）が埼玉県豚コレラ緊急対策（バイオセキュリティ強化）事業実施要領（令和元年12月2日付け畜安第609号）の規定により整備した死体保冷保管庫、車両消毒ゲート及びその他の機械等（以下「機械等」という。）について、これらの機械等の整備を行おうとする養豚農家に対し当該機械等を貸し付け、もってバイオセキュリティの強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

### （対象者）

第2条 機械等を借り受けることができる者は、埼玉県内において家畜として豚又はいのししを飼養する者（以下「養豚経営体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず協会の長（以下「会長」という。）が特に必要と認める者にあつては、機械等を借り受けることができる。

### （借受け希望申請等）

第3条 機械等の借受けを希望する養豚経営体（以下「利用者」という。）は、会長に借受け希望申請書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、会長が別に定める賃貸借契約書（以下「契約書」という。）により契約するものとする。

ただし、機械等の毀損、不適な使用、又は第9条に規定する利用者の責務を遵守できない恐れがある場合は、契約しないことができる。

### （賃貸借の期間）

第4条 賃貸借の期間は、会長が貸し付ける機械等ごとに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表の規定による耐用年数を勘案し、定めるものとする。

### （目的外利用の禁止）

第5条 機械等の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた利用目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### （契約の解除）

第6条 会長は、利用者がこの要領及び契約書の規定に違反したときは、催告なしに契約を解除できるものとする。

2 会長は、前項の契約の解除によって利用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(機械等の管理)

第7条 会長は、整備した機械等に係る機械等管理台帳(別紙様式第2号)を整備するものとする。

2 利用者は、機械等の清掃、点検等に務めるとともに、機械等を利用したときは、機械等利用日誌(別紙様式第3号)に必要事項を記入し整理するものとする。

3 第1項の規定による機械等管理台帳及び前甲の規定による機械等利用日誌の保存期間は、賃貸借期間満了後5年間とする。

(機械等の賃貸料)

第8条 機械等の賃貸料は、会長が別に定める。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、機械等の利用に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって行うこと。

(2) 操作方法を理解しておくこと。

(3) 必要な点検を行うこと。

(4) 事故防止に努めること。

(5) 利用中に故障又は事故が発生したときは直ちに協会に報告し、その指示に従うこと。

(6) 機械等の保管管理及び利用中の事故等について、一切の責任を負うこと。

(損害の負担)

第10条 利用者の故意又は重大な過失により機械等に損害を与えたときは、当該利用者の負担により原形に復するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年年11月18日から施行する。

別紙様式第1号

令和 年度埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（機械等整備）事業  
借受け希望申請書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 あて

（事業参加希望者）

氏名又は法人名称

代表者氏名（法人の場合）

印

貴協会の機械等を利用したいので埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策（機械等整備）事業実施要領第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

（1）住 所：

（2）電話等：電話

F A X

2 整備計画

（1）機械等の設置場所

（2）設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

（3）機械等の種類

区 分	規格及び形式等	協会取得価格（うち消費税等）
死体保冷保管庫		円（ 円）
車両消毒ゲート		円（ 円）
その他の機械等		円（ 円）